

中小企業活性化シンポジウム

～中小企業が元気になる条例をつくろう！～

平成26年10月31日（金）15：00～

エル・パーク仙台6階 ギャラリーホール

主催者あいさつ

市長 今日は大変お忙しい中、シンポジウムにおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

仙台市の復興からの歩み、4年目を迎えます、暮しの再建につきましては復興公営住宅の建設という形で、一步一步ではありますけれども、3,200世帯の復興公営住宅をつくるスケジュール時間などについても見えてきたように思っております。

一方で、多くの皆様がこの仙台に期待をしていただいておりますのは、やはり東北の経済を引っ張るような力強い経済都市としての成長を願っていらっしゃると思われ、あちこちでお話をお伺いする中で感じているところでございます。

我々もこれまで復興、暮しの再建に向けておりました力を、経済的な発展に向けて、仙台の魅力づくりに向けて全力を尽くしていかなければいけないと思っております。ところでございますが、そうした中で仙台におきましては既に十分ご承知のとおり、事業所の9割の皆さんが中小企業という形でございますし、働く方々もその7割の方が中小企業で働いていらっしゃるというわけでございます。ですから、今日のシンポジウムのテーマにもなっておりますとおり、中小企業の皆様が元気になっていただくことを通して、仙台ひいては東北の元気づくりに寄与していきたいというのが私、また仙台市の願いでございまして、そのために皆様方と気持ちを一つにして、そしてまた方向性をしっかりと共有して進んでいけるように、今、条例づくりに向けて議論を深めているところでございます。

本日は、慶應義塾大学から中小企業振興条例に大変詳しい植田先生、そしてまた、中小企業庁から坂本課長においでいただきまして、全国の動向や基本的な考え方、国における施策などについてお話をいただくということになっております。

また、常日ごろから地元におきまして、企業の中でお力を振るっていただいている皆様にもご登壇をいただきまして、我々の今後に向けてさまざまな角度からの議論が深められれば思っているところでございます。

来年に向けて消費税を再値上げするべきかどうか、なかなか難しい局面に国としても立っているように思われるわけでございます。東北を見ますと、足元の燃料の高騰でありますとか、やはり米価の下落でありますとか、さまざまな面で課題があるわけでございます。そうした状況を踏まえながら、元気で、そして力強く進んで

いくために何が必要か、本日のシンポジウムで大きな深まりが得られることを期待いたします。

本日はお忙しい中、ご参加いただきましたことに重ねて感謝を申し上げまして、私からのあいさつといたします。ありがとうございます。

基調講演

「中小企業を元気にするまちづくりと中小企業活性化条例」

講師 植田 浩史氏

(慶應義塾大学経済学部教授)

植田 慶應義塾大学の植田と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

「中小企業を元気にするまちづくりと中小企業活性化条例」ということでお話をさせていただきたいと思います。

さて、1990年代以降の日本はどういう時代なのかといいますと、いろいろ大きな課題を抱えている状況にあると思います。バブル経済崩壊後、失われた20年とかよく言われていますけれども、社会的には高齢化と人口減少が進行し、その中で絶対に国内の市場が大きく変化をしていますし、量的には縮小傾向に入りつつあります。1980年代から90年代の初めまで競争力を持っていた産業の中には、競争力を低下させたり、海外に生産を移管させる企業や産業も増えています。

国内の生産が低迷することによって、当然所得や雇用が減少し、購買力も低下する状況も一面では見られてきています。とりわけ地方においては、地方に存在している大手企業の撤退とか、あるいは公共事業が90年代以降、減少していることもあり、地域経済への影響がいろいろな形で出ていることがしばしば指摘されています。

大手企業は、こうした状況で勝ち残っていくために、新しいビジネスモデルに転換し、その多くは市場が伸びている海外に出ていったり、事業のリストラなども行われてきています。

もともと日本では、大企業と中小企業や地方経済が密接に関係を持っていて、大企業が生産を拡大させて売上を拡大させていくと、その効果が中小企業や地方経済に及ぶことが多かったんですけれども、今の時代は効果が及ばなくなっています。

そうした状況の中で、「お上」依存からの脱却をそれぞれの地域経済はやらないといけない時代になっていることを改めて強く認識しておく必要があると思います。

ところで、日本全体において中小企業で働く人の割合は7割弱ぐらいだと言われています。しかしながら、中小企業の本数は80年代の半ばぐらいがピークであって、その後どんどん減少しています。地方で中小企業はすごく大事だよということが言われながら、もう一方でその数は減少しているわけです。働く場が失われる、あるいは地方の中核となり、生活の基盤を支えてくれるような中小企業が地方でどんどんなくなってきている、ということに危機感を感じる地域が増えているのが最近の状況です。

こうした状況をよく示す数字として私がよく使うのは、資金循環が地域で低下しているということを示す指標である、信用金庫の預貸率です。預貸率とは何かといいますと、金融機関の企業や個人への貸出金を預金で割った数字、つまり金融機関、信用金庫が集めた預金が多母になります。その中で金融機関が貸しているお金が多子になるわけです。信用金庫というのはご存じのように業務のエリアが比較的限られた範囲になっています。つまり信用金庫の預貸率とは、信用金庫さんを媒介にしてお金が地域でどれぐらい回っているのかを示す一つの指標になっているわけです。この預貸率が1990年代の終わりぐらいから最近にかけてずっと下がり続けている。つまり地域で従来回っていたお金が回らなくなってきている状況が見られていることになるわけでありませう。

下がった理由は幾つかあるんですが、一番大きい理由は何かといいますと、地域でお金を借りて新しいことをやろう、新しい事業を始めようとか、もう少し設備投資をして事業を拡張していこうという企業が減ってきていることだ。中小企業の本数そのものが減っていますし、残っている中小企業も、従来と比べると投資意欲がいろいろな意味で失われてきている、あるいは新しい企業が生まれなくなってきている。そのことが結果として預貸率を下げ、地域内での資金循環を低下させているというのが最近の状況だ。

このことが地域にとってはいろいろな影響をもたらしています。地域内の雇用や消費の低下などいろいろな問題を地域で発生させていくことになるわけだ。

こうした中で、地域は何を考えていかなければいけないのでしょうか。中小企業は地域の雇用を担っている、あるいは経済循環を担っている、また、住民の生活を

直接・間接に支えている。地域経済を活性化させるためには、地域に存在する中小企業が元気に企業経営をして、地域の資源を利用して、地域で雇用を増やしていくことによって地域経済が活性化していく。このことは誰もが考えること、わかることです。どのように実現させていくのかが問題になり、そこが一番難しいわけです。ただ一つわかっているのは、中小企業が元気になることや中小企業が元気になることを通じて地域経済、地域社会が元気になるためには、今まで中小企業がやってきたこととか、今まで中小企業が考えて、これがいいだろうと思ってやってきたようなルーチン的なことは、時代の変化が非常に速くなっているなかでは、通用しなくなっていることです。このことは強く自覚していかないといけない。

時代が変化をしている中で、自分の会社も常に変わっていく、市場に合わせて変わっていく、技術に合わせて変わっていくといったことをやっていかない限りは、もう中小企業は生き残れない時代に入っていることだと思います。

そのためには何が必要なのかというと、中小企業自身も価値を創り上げていく、自分たちで価値を考えていく、価値の創造が必要です。新しいことをいろいろな形でやっていかないと中小企業は生き残れない時代になってきています。つまり変化を創り出していかないといけない。

仙台市で言うと中小企業活性化条例、全国では中小企業振興条例とか基本条例というところも多いのですが、このような条例は何をやろうとしているのかというと、今言ったような変化に対応してみずからが変化していく中小企業を地域の中で増やしていくということです。地域の中でそういう企業をどんどんつくっていく、あるいはそういう企業を地域の中で生み出していくというのがこの条例の一番中心的な課題だろうと思います。

現在仙台市が検討している条例のスタイルは、なぜ条例が必要なのかを明記した上で、地域として中小企業の振興とか地域産業の振興はなぜ必要なのか、なぜやらなければならないのか、理念的なことが書かれてある理念条例です。

条例が目指すものは何かというと、変化を地域でつくるということなのです。

その一つ目は、中小企業が存在している地域が変わらないといけないということです。地域全体で中小企業の役割と中小企業支援の重要性を認識して、地域全体で中小企業支援を行っていくことを確認し宣誓していることがまず大事だと思います。中小企業は地域にとって大事である、サポートしていくべき存在である、どう支援

していくのかについての共通認識を地域でつくっていきましょうというのが第一の課題になるわけです。

また、国が今いろいろな形で中小企業政策をやっていますが、国の政策を有効に活用するためにも、地域が中心となって中小企業をサポートしていくことが求められています。実際に中小企業と接する行政であったり、金融機関であったり、学校であったり、経済団体であったり、そういうところがそれぞればらばらな方向を向いて中小企業を支援しては効率的ではないし、勢いもない。みんなが同じ方向を向いて協力し合って、できるところは協力してやっていくし、できないところも、効率的に分担し合いながらやっていくという協働による中小企業支援も大事だと思っています。地域が変わって行って中小企業支援の仕組みを変えていくということがまず大事だということでもあります。

二つ目は、この時代を乗り切っていくためには中小企業自身が変わっていかないとだめだということです。グローバル化とかIT化などによる産業構造、高齢化、人口減少などの社会構造の激しい環境変化の中でも生き残って発展していく中小企業に成長し、地域経済、産業社会、文化に貢献していく中小企業を地域の中でつくっていくということです。

中小企業自身も、自分が変わっていかねばいけないことを強く自覚して、従業員と地域に対して責任を持つ経営者、あるいは地域企業人として経営者自身も成長していくことが求められていますし、条例は、そういう新しいタイプの中小企業や経営者をつくり上げていくものだと思います。

ではどういう企業が地域の中で求められているのでしょうか。中小企業に求められているハードルは高いものではありません。条例が、中小企業にこんなふうになってほしいねと言うときの中小企業とは、第一にその地域で安定的に持続的に事業経営をする中小企業です。中小企業が地域に対する最大の貢献とは何なのかというと、地域で安定的・持続的に企業経営を続けていくことです。なおかつ、少しずつ事業規模を大きくして行って雇用を増やして行ってもらえれば言うことないわけです。それが中小企業の最大の役割だということです。

もう一つは、中小企業の立場からいろいろと要望を出してもらうことです。これも条例の精神に入っています。行政は、中小企業に要望されると嫌がるかと思われるかもしれませんが、そうじゃない。いろいろな意見を出してもらうことで

中小企業にとってよりいい環境をつくることができれば、最終的には地域にとってプラスになるわけですから、中小企業にどんどん意見を言ってもらい、そういう中小企業に育ってもらい、そういう中小企業になっていってもらいたいということが望まれる第二のことなんです。

さらに、第三として地域で信頼されるような企業になっていただきたい。ボランティアとか、地域の社会の活動とかそういうものやってくれる企業でもいいですし、あそこの企業の前に行くといつも花が植えてあってきれいだとか、あるいはそこに人がいるということだけでも地域が安心であるとか、いろいろな意味があると思うんです。いずれにしても、地域で安心され、信頼されるような企業になってもらうことです。この3つぐらいが一番大事なことだと思います。そういう企業が地域で増えていくということが大事ですし、そういう企業を増やしていくということが課題だと思います。

三つ目ですが、中小企業振興への考え方を変えるということです。

今までの中小企業振興というのは、どちらかというと、産業というのが一つの軸になっていて、こういう産業の中小企業を何とかしましょうという、産業軸で中小企業振興を考えるという場合が多かったわけです。ところが今は、産業軸で物事を見るのが非常に難しくなっています。中小企業が生き残っていくためには、いろいろな産業と関係していったり、中小企業みずからがいろいろな産業に展開していく。あるいは一つの産業分野なんだけれども、もう少し幅を広げて、いろいろな産業にかかわるように業務を広げていくことが中小企業に求められています。

ではどうするのかというと、業種ごとの塊で中小企業を捉え、方向性や課題を考えるのではなく、個々の中小企業がこれからどういう方向に行くのかを考えてもらって、それをサポートしていくことが必要になってくるわけです。従来政策の対象としてイメージされていた中小企業は、事実上は例えば製造業であったり商業であったりサービス業が多かった。今、中小企業として重視すべき農業はまったく中小企業として想定されていなかった。農業も中小企業として考えていく必要があります。

また、最近私が関心を持っているのは社会福祉関係の事業所です。これは社会福祉法人であったり株式会社であったりNPOであったり、形態はいろいろありますが、結構、事業所として増えています。地域の雇用に対する影響力も非常に強い。

けれども、今はそれぞれの形態で分断されて考えられてきています。そういうものも一括して中小企業というふうに考えていくことも大事なのではないのかと思います。

いずれにしても、中小企業について従来のように縦割りで産業軸中心に中小企業支援、地域産業支援を考えていく時代ではなくなってきたので、個々の中小企業に焦点を当てた中小企業振興を考えていかなければいけなくなってきた。中小企業振興に対する考え方も変わっていかないといけないわけです。

つまり中小企業が存在している地域が変わっていきます。中小企業も変わっていきます。中小企業振興への考え方も変わっていきます。そういうことを通じて地域内に存在している地域の経済、企業、あるいは人、企業と企業との間、あるいは企業と団体、企業といろいろな組織との関係、地域そのもののあり方、こういったものの全部が変わっていくのが中小企業基本条例あるいは中小企業活性化条例の目指す方向だと思っています。

そういうことをやりながら、中小企業と地域が変わって行って強い地域をつくっていくことがこの条例の基本的な考え方になります。そのために条例というのは、地域でどんな企業がどんなふうに頑張っていくことが必要か、それに対して地域がどのように支援していくのかということを中心に明示していますし、地域の企業や行政支援機関などの間で新たなネットワークをどんどんつくって行って、新しい物の流れ、金の流れ、人の流れ、情報の流れをつくり上げ、新しい経済を創造していく、あるいは新しい価値を地域から創造していくということが期待される内容です。そういう状況で地域の中で新しい経済が生まれていけば、当然そこを狙って新しい企業が生まれていきます、あるいは既存の企業も新しいことにチャレンジしていくだろうということで、地域の経済が活性化していくことが期待されるだろうと思います。

全国でそれぞれの地域が危機感を持っており、今条例の制定は増えています。毎年10から20くらいの自治体が新しい条例をつくって、新しいことへのチャレンジを進めています。

いずれも考えているのは、地域の経済をよくしていくためには地域の中小企業に頑張ってもらわなければならない、あるいは新しい企業が生まれるしかない、ということで、それが地域の経済を活性化させていく上では非常に重要だということでは共

通の認識を持って条例というのができてきています。条例ができることによって、地域の企業を中心に、自治体が重要な役割を果たしながら、地域の金融機関や小学校、中学校も含めた学校、あるいは市民の皆さん、そして商工会議所等の経済団体の役割、中小企業支援や技術支援などを行うような公設の支援機関の役割、こういうものが自治体を中心にネットワークを組んでいます。そのときの支援のあり方も、中小企業自身が変わっていかなければいけないわけですから、支援の内容もどんどん変わっていかないといけない。今までと同じような支援ばかりではなくそれぞれの地域に合った形で支援をやっていかないといけない。そのためには、支援に携わっていく人たちが協力して支援の内容を考えていく、新しい支援の内容を考えていくということが求められてくるわけです。そういうこともこの条例はやっていこうとなっています。

こういう地域経済、地域産業、地域社会の問題意識を行政、関連機関、経済団体、中小企業、市民などと広く共有していく上で、自治体の役割というのがとても大事です。この条例によって、いろいろなところが一緒になって頑張っていこうという協働の基礎ができる。自治体もそういう点では新たな役割を担っていかなければいけない。この条例ができるということは、新たな役割を担うという覚悟を自治体にする、ということだと思います。実際こういう条例を使って新しいことにチャレンジしている地域、自治体が現れてきています。そういう先事例を参考にしながら、地域独自の課題をそれぞれの地域で明確にしていっていただきたいと思います。自治体が地域支援ネットワークの中心として、積極的な役割を担っていかなければいけないなというふうに思います。

先ほど言った新しいタイプ、地域に即した新しい形の中小企業振興の方向性、政策というものをつくっていく、その役割を担っていくのが、これも多くの自治体が条例をつくと同時にスタートさせている振興会議というものになります。ここでは自治体の方とか関連機関、企業とか専門家の方々に集まって振興会議をつくる場合が多いのですが、こういう場を使って、そこで問題・課題意識を高めていくことや、一緒にいろいろ施策を考えていく協働の場にしていくとか、あるいはそこに参加する中で新しい成功の事例というものをつくっていく、協働の場にしていく、成功の場にしていく、問題意識を高めていくというような場として振興会議というものが機能していただければもっといいだろうと思います。

最後に、条例と振興会議、地域に対する一定の現状把握、科学的な分析・調査が存在することによって条例というのは地域で生かされていくし、新しい施策、創造的な施策というものが生まれていって、それが変化に強く、豊かな地域に最終的にはしていくことになっていくのだろうと思います。それは地域の中に新しい経済をつくっていく、新しい企業を地域の中でつくっていく、既存の企業も新しい企業に変わっていくということ。企業や行政、経済団体、関連機関等で人間も能力を高めていく、人づくりにつながっていく、新しい関係がつくられていく、新しいそういう環境が地域につくられていくといったようなことを通じて、この21世紀の時代に生き残っていけるような変化に強く豊かな地域ができ上がっていくのではないかと考えています。

国の中小企業施策説明

「国における中小企業の活性化に向けた取組みについて」

講師 坂本 里和氏

(中小企業庁 創業・新事業促進課長)

坂本 中小企業庁の坂本でございます。パネルの議論に入ります前に、中小企業庁を中心とした国における中小企業政策ということで、最近の動きを中心に簡単にご紹介をさせていただければと思います。

現状でございますが、中小企業を取り巻く状況は非常に厳しく、人口減少、高齢化、地域経済の低迷により、業況感、景気に対する認識については中小企業においては非常に厳しい状況になっているということでございます。特に、小規模企業の方々は「景気が悪い」というふうに考える企業のほうが「景気が良い」というふうに考えておられる企業を大幅に上回っているような状況が続いているということでございます。

もう一つ、起業創業、つまり新しいビジネスを起こしていく起業ということに関しましては、日本はもともと欧米諸国に比べて開廃業率が低いということでございますが、こちらも開業率・廃業率ともにほとんど横ばいで推移しており、欧米に比べますと半分以下というような状況でございます。日本再興戦略でうたわれており

ますとおり、この開業率を欧米並みに、10%まで上げていこうというのが我々にとっての大きな目標になっているということでございます。

こういった構造変化の中で、地域の活性化にはまさに地域経済の担い手である中小企業を支援していくことが重要という認識は広く共有されているところでございます。

政策の狙いということで、まさにローカルアベノミクス、アベノミクスの効果を全国津々浦々に広げていくというのが今、国としての大きな課題になっております。

現在の中小企業施策としてこれまでの中心的な柱でございましたものが、4つございます。一つ目は被災地の復興です。二つ目は今年の4月以降でございますが、消費税の転嫁対策ということで、中小企業庁の中に消費税転嫁対策室を設置し、約500人の転嫁Gメンと言われる人たちが監視・取締まりを行っているということでございます。三つ目は小規模事業者に光を当てるとということで、この6月に小規模企業振興基本法というものができ上がり、これまで小規模事業者も中小企業としていうふうにくくりで支援しておりましたが、特に小規模事業者に光を当てて支援していこうということになっております。四つ目はイノベーションの推進ということですが、新しいビジネスを起こしていくようなところ、設備投資も含めてものづくり補助金により支援しており、また最近ですとサービスにも広げた形で大きくチャレンジをする企業の方に直接、補助金を出していくというような取り組みをしてきたところでございます。

今後ということでは、まさに今、国においては地方創生というのが非常に大きく叫ばれておりまして、中小企業庁の中でも地方創生という大きな流れの中で、中小企業対策をどうしていくかというようにところに非常に関心が向っているところでございます。

一つは地域資源を活用して、自立的な地域の中小企業の新事業展開を応援していきたいということであり、もう一つはベンチャー支援というところからスタートしていますが、創業間もない企業の方に国からの発注を積極的に出していくことで、初期の需要をつくり出して次へのステップにつなげていきたいという、この2本について取り組もうとしているところでございます。

法律の話に入ります前に、最近の国の中小企業・小規模事業者関係予算の推移でございまして、今年度まで政府全体として中小企業対策費はほぼ1,800億円と、少し

ずつは増えているということでございます。財政事情が非常に苦しい中で、経済産業省全体の予算もそんなに大きくないわけでございますが、この予算はその中では非常にボリュームの大きい予算の一つの柱ということになっております。

次に、地方創生の中での今後の中小企業庁としての取り組みということで、法改正をしたいというふうに考えております。中小企業関係の法律を3つ束ねて1本にまとめまして中小企業需要創生法案として、まさに経済の好循環、アベノミクスの効果を全国津々浦々に波及させるために、官公需法と中小企業地域資源活用促進法という2本を改正し、それぞれの改正を支えるような形で独立行政法人中小機構の業務を追加するために中小機構法を改正する内容となっております。

1つ目の官公需法でございますが、これは国、独立行政法人、国立大学法人のような国関係からの発注が年間で約8兆円程度、公共調達額がございまして、これをなるべく積極的に中小企業の皆様に発注を出していこうということで取り組んできたのが官公需法でございます。

毎年、閣議決定で中小企業への発注の割合を目標設定しているのですが、直近で見ますと56.7%、実績がこの目標をやや下回るぐらいで53%ぐらいだったと思いますが、今回、中小企業への発注促進に加えまして、中小企業の中でも創業から10年未満の創業間もない中小企業を新規中小企業というふうに定義いたしまして、ここに積極的に発注の機会、受注の機会を広げていこうというのが改正法案の内容になってございます。どうしても実績がないということがハンディキャップになっているという現状もございまして、各省庁において契約の方針というのを定めまして、現在10年未満の新規中小企業への発注の割合というのは1%にも満たない状況を何年かかけて増やしていくという内容になってございます。

もう一つが地域資源活用促進法でございます。こちらは各地域の地域資源、例えば農産品ですとか伝統工芸、それから観光資源などが全国で実は1万4,000件、地域産業資源として指定をされているところでございます。中小企業がそういう地域資源を使って新しい商品を開発するといったような事業計画を国が認定させていただいて、補助金や低利融資といった支援措置を講じていくというのが現在の枠組みでございます。今回の改正の一番の柱は、市区町村の積極的な関与というのを法律にしっかり位置づけて、地域の旗振り役としてさまざまな支援機関を束ねていただいて地域のブランドづくりに取り組んでいただきたいということで、1つ目の改正点

が市区町村の役割ということでございます。

2つ目の改正点ですが、これまでの問題意識といたしまして、「なかなか販路が広がらない」といったお声が非常に多く聞かれましたので、言ってみればオープンイノベーションということで、中小企業立法だからといって中小企業だけに閉じずに、例えば全国規模の大手小売事業者などとの連携も促進しながら、市場に近い人たちの力も借りながら、商品開発だけではなくて販路開拓にも力を入れて支援をしていけないかという内容でございます。

3つ目の改正点が、これまでこの法律の支援対象になっておりましたのが温泉とか神社仏閣とか、お祭りのような観光資源も入るのですが、定義を広げまして、農業体験、産業観光なども支援の対象に入れていくということでございます。

経済産業省、中小企業庁として95億円の関連予算を27年度に向けて今要求をしているところでございますが、それ以外にも農水省、あるいは国交省、観光庁といったようなところ、自治体の関係で言えば総務省、それから雇用ということで厚生労働省とも連携をしながら、各省庁がそれぞれリソースを持っていますので、そういったリソースを集中的にこういった支援に充てていけるように各省庁ともお話を進めているところでございます。

もう一つ、起業創業支援ということでございます。これは昨年の秋に産業競争力強化法というのを成立させていただきまして、今年から施行しているものです。これまで国の起業創業支援というのは、創業者に対して低利融資を中心とした直接的な支援というのが中心でございましたが、地域の実情に合った支援の体制を組めるのはやはり市区町村の方々だろうということで、市区町村に地域の創業支援計画を作成いただいて、これを国が認定させていただく形で、市区町村が軸となり、例えば商工会、商工会議所の方、あるいは地域の金融機関の方、あるいはNPOの方も含めて民間事業者の方と連携する形で、その地域で創業を応援していただくというところに国が補助金をつけていくというような、間接的な支援の形というのを導入したところでございます。

こちらはまだ施行1年たっておりませんが、3回ほど募集しまして、仙台市が第1号の認定を取っていただいたと思っておりますが、3回に分けて230の市区町村の支援事業計画を認定させていただいているところでございます。

もう一つ、最後に小規模企業振興基本法ということで、最初に少し触れましたが、

これまで中小企業基本法ということですとずっとやってきたわけですが、この6月に新しく、中小企業基本法とは別に小規模企業にターゲットを絞った基本法を新しく制定させていただいております。大きく3つ特徴がございます。

1つ目ですが、中小企業基本法の理念は、成長発展をしていく、売上を拡大していくというのが基本的な考え方でしたが、この小規模基本法に関しましては、拡大するだけではなくて、その事業の維持も含めて持続的な発展をすることが大事なんだということを基本法の中に大きく位置づけているのが特徴でございます。

2つ目といたしまして、基本計画というものを定めまして、それは5年ごとに見直すのですが、その5年の間でも毎年PDCAサイクルを回していくということで、計画をして、実行して、その効果を検証して、また施策自体を見直していくという、こういった見直しの仕組みを組み込んでいくというのが基本法に盛り込まれております。

3つ目ですが、地域の経済の担い手というのはそれぞれ個々に強みを持っておられる小規模企業の方であって、地域に根差して顧客との顔の見える関係というところに強みを持った小規模事業者の地域経済における重要な役割ということを認識した上で、地域を挙げて、自治体を中心として地域の支援機関が地域ぐるみで、総力戦で小規模事業者を応援していく仕組みをつくらうということです。これまで中小企業基本法では、国と自治体というのは役割分担の関係というところにとどまっておりましたが、新しい小規模基本法の中では、役割分担に加えて連携をしていこうということがしっかり法律上も明記をされているところでございます。

お時間もございませんので、あとはパネルディスカッションの中でお話しさせていただければと思います。